

## <相続財産清算人の選任>

### 1 概要

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の清算人を選任します。

相続財産清算人は、被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

### 2 申立人（申立てができる人）

- ・利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など）
- ・検察官

### 3 申立先

- ・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の最後の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(被相続人の最後の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

被相続人の最後の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

### 4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円
- ・連絡用の郵便切手・・・100円×2枚、84円×8枚、10円×10枚、2円×10枚  
(合計992円分)

（その他、官報公告料等の予納金が必要になります。具体的な金額は、申立てをしていただいた後に担当者からお知らせさせていただきますが、被相続人の流動資産（預貯金・現金）が十分でない場合には、原則として100万円です。）

## 5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書 1 通・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票（戸籍附票の場合、被相続人の死亡日が令和 4 年 1 月 1 0 日以前のときは、本籍の記載があるもの）
- ・ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 財産目録
- ・ 財産目録に記載した、財産の内容を証する資料（不動産登記事項証明書〈未登記の場合は固定資産評価証明書〉、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類〈通帳写し、残高証明書等〉等）
- ・ 申立人において被相続人との関係での利害関係を証する資料（賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等、申立人と被相続人が親族関係の場合には戸籍謄本〈全部事項証明書〉）
- ・ 相続関係図（作成できる場合には作成してください。）  
〈場合により必要な書類〉
- ・ 相続人全員の相続放棄申述受理証明書（相続人全員が相続放棄をした場合）
- ・ 申立人の資格証明書（申立人が法人の場合）
- ・ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 代襲者としてのおいめいで死亡している方がいる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

※ 同じ書類は 1 通で足りません。

※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 戸籍等の謄本等は、3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 審理に必要な場合は、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

**注** 申立書の記載や資料の提出方法については、別紙「**申立書や答弁書の住所の記載について**」及び「**調停・審判手続において提出する書類について**」をお読みください。

**注** 家事事件手続（審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

# 申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

## 申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



### 非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できません**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

### 当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚  
(上記以外) 500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚

●申立てが認められた場合、  
・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

# 調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

## 資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

## 重要

**あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。**

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



## 書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

